

土 企 第 1541号
平成20年10月22日

社団法人沖縄県建設業協会
会長 呉屋 守將 殿

沖縄県土木建築部長 漢那 政弘



地域建設業経営強化融資制度について

みだしのことについて、国土交通省建設流通政策審議官から通知がありますので送付します。つきましては、貴会員等関係者への御周知をお願いします。

沖縄県土木建築部土木企画課
建設業指導契約班
〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
TEL:098-866-2384 FAX:866-2399

国総建第197号
国総建整第154号
平成20年10月17日

沖縄県知事 殿

国土交通省建設流通政策審議会



地域建設業経営強化融資制度について

建設投資の急速な減少、不動産業の業況の悪化、資材価格の高騰等により、地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面しており、今般、「安心実現のための緊急総合対策」（平成20年8月29日、「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）において、建設業の資金調達の円滑化について支援を実施することとされたところである。

これを受け、建設業の資金調達の円滑化を推進するため、「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）に基づく下請セーフティネット債務保証事業（以下「下請セーフティネット債務保証事業」という。）を拡充し、中小・中堅元請建設業者が有する公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡先に一定の民間事業者を追加し、当該一定の民間事業者が中小・中堅元請建設業者に転貸融資を行う場合にも財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができることとするとともに、転貸融資に併せて金融機関が当該中小・中堅元請建設業者に融資を行う場合に保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）が金融保証を行うことができることとする地域建設業経営強化融資制度を創設し、当分の間、下記のとおり実施することとしたので、積極的に活用されたい。なお、国土交通省の直轄工事においても、このたび本制度に係る工事請負代金債権の譲渡を認めることとしたところであるので、念のため申し添える。

なお、管下の市町村、業界団体、事業協同組合等に対しても、この旨周知方願います。



記

1 本制度の概要

本制度は、公共工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）から記6に規定する債権譲渡先（以下「債権譲渡先」という。）への工事請負代金債権の譲渡を発注者が認め、当該譲渡債権を担保として、債権譲渡先が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行うものであり、債権譲渡先が融資を行うに当たって金融機関から借り入れる転貸融資資金については、財団法人建設業振興基金が債務保証を行うことができるものとする。また、債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が中小・中堅元請建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律第19条第1号の規定に基づき、記14に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができるものとする。

2 債権譲渡の対象債権

工事請負代金債権を対象とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事に係る工事請負代金債権は対象外とする。

3 譲渡債権の範囲

譲渡される工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書（公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定）に従い作成された契約書である場合を想定する。以下同じ。）第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、別添の債権譲渡契約証書第1条第1項(5)及び(7)の金額は変更後のものとする。なお、中小・中堅元請建設業者と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、請負代金額に増減が生じた場合には中小・中堅元請建設業者が債権譲渡先に変更後の工事請負契約書の写しを提出して通知しなければならない旨を定めることとする。

4 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

5 承諾権限

中小・中堅元請建設業者が債権譲渡を行うに当たっては、本件工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する発注者の承諾を得るものとする。

6 債権譲渡先

債権譲渡先は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は民法上の公益法人である建設業者団体をいう。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であつて、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

なお、債権譲渡先として想定される事業協同組合等又は民間事業者の名簿については、別途連絡する。

7 債権譲渡の対抗要件

債権譲渡が中小・中堅元請建設業者の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付ある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

（参考）○民法施行法（明治31年法律第11号）（抄）

第5条 証書ハ左ノ場合ニ限り確定日付アルモノトス

一～四 （略）

五 官庁又ハ公署ニ於テ私署証書ニ或事項ヲ記入シ之ニ日附ヲ記載シタルトキハ其日附ヲ以テ其証書ノ確定日附トス

六 （略）

②・③ （略）

8 履行保証との関係

履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とするものについては本制度の対象外とする。

保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされる場合には、中小・中堅元請建設業者はあらかじめ保証人等の承諾を得ることとする。

9 融資時の出来高確認

融資時の譲渡債権の担保価値を査定するには、融資時の出来高を確認する必要があるが、この場合の出来高査定は、原則として債権譲渡先が行うこととする。ただし、各都道府県等の実情に応じて発注者が行うことも差し支えない。

10 譲渡債権が担保する範囲

本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の中小・中堅元請建設業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して当該中小・中堅元請建設業者に対して有す

る金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該中小・中堅元請建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではない。

11 債権譲渡の通知

中小・中堅元請建設業者及び債権譲渡先は発注者による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出することとする。

12 工事請負代金の振込先の変更について

発注者は債権譲渡通知書を受理した場合は、遅滞なく振込先を債権譲渡先の指定口座に変更することとする。

13 支払計画等の提出

中小・中堅元請建設業者は債権譲渡先から融資を受ける際に、融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金の支払状況及び本制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払計画を債権譲渡先に提出し、債権譲渡先において確認することとしている。また、保証事業会社においては債権譲渡先から、支払状況及び支払計画の写しを受けて確認することとしている。

14 保証事業会社による金融保証の保証範囲

本制度における保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び債権譲渡先からの中小・中堅元請建設業者への融資額を控除した金額の範囲内とする。

15 その他の留意点

(1) 発注者における留意事項

本制度は健全な建設業者が積極的に活用すべきものであるので、各発注者においては、債権譲渡を申請したことをもって、中小・中堅元請建設業者の経営状態が不安定であるとみなし、また、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分ご留意されたい。

(2) 預託制度の活用

本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができるので、その旨周知徹底されたい。

(3) 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、いずれかを選択して利用できるので、その旨周知されたい。

(4) 債権譲渡承諾依頼書等の書式等

債権譲渡承諾依頼書等の書式等については、各発注者又は債権譲渡先ごとに定めることとなるが、参考までに考えられる契約書式・契約書等の例を別添のとおり添付する。

- ① 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書（様式１）
- ② 債権譲渡契約証書（様式２）
- ③ 債権譲渡通知書（様式３）
- ④ 金銭消費貸借契約書（様式４）
- ⑤ 支払状況・支払計画書（様式５）
- ⑥ 保証事業会社の受益の意思表示（様式６）
- ⑦ 工事請負代金請求書（様式７）

附 則

この通達は、平成20年11月４日から適用することとし、平成23年３月末日までの間に限り効力を有するものとする。

(様式1)

債権譲渡承諾依頼書

平成 年 月 日

(発 注 者) 御中

請負者

(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

〇〇〇建設業協同組合

実印

請負者(以下、甲という)が発注者(貴殿)に対して有する基本契約書〔貴殿と甲との間で締結された平成 年 月 日付けの工事請負契約書〕に基づく下記の工事請負代金債権を、〇〇建設業協同組合(以下、乙という)に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

記

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2)前 払 金 額 金 円

－(3)中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

債権譲渡承諾書

平成 年 月 日

[甲] 御中

[乙] 御中

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書第44条に基づく甲の責任が一切軽減されるもので

はないことを申し添える。

記

1. 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合には、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合には、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書4.

(1)及び(4)の金額は変更後の金額とする。

2. 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書を提出すること。

3. 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

4. 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。

5. 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

(発注者) 印

確定日付印欄

◆債権譲渡契約証書◆

□□□□株式会社（以下、甲という）と○○○建設業協同組合（以下、乙という）とは、以下のとおり、債権譲渡契約を締結した。

第1条（譲渡債権）

甲と□□□□（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結した工事請負契約（以下、単に本件工事請負契約という）に基づき、甲が丙に対して、現在有し及び将来確定し取得することあるべき以下の工事請負代金債権（以下、譲渡債権という）を、平成 年 月 日、丙の承諾を得て、甲は乙に譲渡し、乙はこれを譲り受けた。

(1) 工事名

(2) 工事場所

(3) 契約日 平成 年 月 日

(4) 工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(5) 請負代金額 金 円

(6) 既受領金額 金 円

(7) 債権譲渡額（(5)－(6)）金 円（平成 年 月 日現在見込額）

ただし、債権譲渡額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。また、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の丙の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項(5)及び(7)の金額は、契約変更等により請負代金額に増減が生じた場合には、増減後の金額による。請負代金額に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 前項のほか、本件工事請負契約に変更が生じた場合は、遅滞なく、甲は乙に対して契約変更後の契約書の写しを提出するものとする。

第2条（担保責任）

甲は、譲渡債権について、丙が債権譲渡を承諾するにあたって異議を留めた事項以外には、相殺の抗弁、第三者からの差押等、乙の債権の行使を妨げる事由のないことを保証する。

第3条（禁止事項）

甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべき行為をしてはならない。

第4条（被担保債権）

債権譲渡は、将来甲乙間で締結する金銭消費貸借契約（本件工事請負契約を履行するた

めの運転資金確保のために行うもの)に基づいて乙が甲に対して取得する債権(以下、乙の貸金債権という)を担保するため、並びに「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づき国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社(以下、保証事業会社という)が甲より委託を受け締結する公共工事金融保証契約(以下、金融保証契約という)に基づいて保証事業会社が、甲に対して有する求償債権(以下、保証事業会社の債権という)を担保するためになされるものであって、その他の債権を担保するものではない。

第5条(被担保債権の優劣)

被担保債権の中に乙の貸金債権と保証事業会社の債権とがあるときには乙の貸金債権が優先し、保証事業会社は、乙の貸金債権の弁済に充当した残額(以下、残余金という)について、乙より支払を受けることができる。

第6条(譲渡債権の請求)

譲渡債権の請求及び受領は乙がこれを行い、保証事業会社は丙に対して直接支払を求めることができない。

2 残余金の請求及び受領は、原則として、保証事業会社がこれを行い、甲は乙に対して直接支払を求めることができない。

第7条(弁済の充当等)

乙が前条第1項により受領した金銭について、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払は、以下のとおり行う。

2 甲が、丙との本件工事請負契約を完全に履行し、乙が丙から譲渡債権全額を受領した場合は、乙は、残余金を直ちに保証事業会社に支払う。

3 保証事業会社は、残余金から、保証事業会社の債権への弁済の充当を行った後、なお残額があるときは、甲にその残額を引渡すものとする。甲の要請を受け金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)をその弁済期到来の以前において金融機関に償還した後、なお残額があるときも同様とする。

4 甲が、金融保証契約にかかる借入金(利息及び損害金を含む)を金融機関に全部弁済し、保証事業会社の債権が現に生じないことが確定した場合は、前条第2項にかかわらず、甲、乙及び保証事業会社で協議のうえ、乙は残余金を甲に支払うことができる。

5 第2項から第4項までに規定する弁済の充当等に要する費用は甲の負担とする。

6 乙は、甲に以下の事由が生じた場合は、丙から受領した金銭については、直ちに貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う。この場合、保証事業会社に支払をするときは、乙は甲に対して事前に通知するものとする。

(1) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされた場合

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

(3) 本件工事請負契約が解除された場合

(4) その他甲が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

7 弁済期が到来していない債権があるとき、乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社への支払を行う限度において、甲は期限の利益を失う。

8 乙の貸金債権への弁済の充当並びに保証事業会社へ支払をしたときは、乙は甲に通知する。

第8条(協力義務)

乙が、譲渡債権の保全若しくは行使又は保証事業会社への支払等につき、甲の協力を必要とする場合は、甲は直ちに乙に協力するものとする。なお、この場合必要となる費用については甲の負担とする。

第9条（受益の意思表示）

保証事業会社は、乙に対して、本契約の各条項を承認したうえで、平成 年 月 日までに、甲と連署した書面により、保証事業会社の債権を被担保債権とする第4条の担保権の権利の利益を享受する旨の意思表示をすることができる。

2 保証事業会社が前項の意思表示を行った場合、甲及び乙は、その権利を損なう行為をすることができない。

第10条（説明請求）

保証事業会社は、乙に対して、譲渡債権及び被担保債権の概要の説明を求めることができる。

第11条（合意解除の禁止）

甲と乙とは、保証事業会社が第9条に定める受益の意思表示をした後は、その同意がなければ本契約を解除することができない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、乙又は保証事業会社の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成 年 月 日

～ 住 所 ～

債権譲渡人（甲）

□□□□□株式会社

代表取締役 □□ □□

実印

～ 住 所 ～

債権譲受人（乙）

○○○建設業協同組合

代表理事 □□ □□

実印

債権譲渡通知書

平成 年 月 日

(発 注 者) 御中

請負者
(譲渡人) 住所
氏名

実印

(譲受人) 住所
氏名

〇〇〇建設業協同組合 実印

平成 年 月 日付けでご承諾いただきました譲渡人が発注者（貴殿）に対して有する下記工事請負代金債権について、〇〇〇建設業協同組合に譲渡致しましたので、譲渡人、譲受人連署のうえ通知します。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は〇〇〇建設業協同組合の下記振込口座にお振込下さい。なお、譲渡人は譲受人に当該工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、譲受人はこれを確認しました。

記

〔譲渡債権の表示〕

1. 工 事 名

2. 工事場所

3. 工 期 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

4. (1)請負代金額 金 円 ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

－(2)前 払 金 額 金 円

－(3)中間前払金額

及び部分払金額 金 円

(4)債権譲渡額 金 円 (平成 年 月 日現在見込額)

ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による

〔振込口座〕

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別、口座番号

××預金××××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

◆金銭消費貸借契約書◆

〇〇〇建設業協同組合（以下、甲という）と□□□□□株式会社（以下、乙という）
とは、次のとおり、金銭消費貸借契約を締結した。

第1条（借入れ金額と条件）（例示）

甲は乙に対して、平成 年 月 日、金□□□□□千円を、以下の条件で貸し渡し、乙はこれを借受けて受け取った。

(1) 資金用途

(2) 借入金額

(3) 弁済期 平成 年 月 日、期日一括返済

(4) 利率及び利息支払方法 利率は、年 %とし、利息の支払いは、借入日に、借入の翌日から返済期日に至るまでの分を前払とし、借入金額から天引きの方法で支払う。

第2条（繰上返済）

乙は、返済期日が到来する以前に、借入金額の全部または一部を返済することができる。

2. 前項の返済金額が、乙の債務の全部を消滅させるに足りないときには、甲は甲が適当と認める順序方法により充当することができる。

第3条（期限の利益の喪失）

乙について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、乙は甲から通知催告等がなくても甲に対する一切の債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。

(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

(3) 仮差押、差押または滞納処分を受けたとき。

2. 次の各場合には、乙は、甲の請求によって甲に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 乙が債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 乙が、第5条に定める担保の提供をしないとき、若しくは別に定めた債権譲渡契約に違反したとき。

(3) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第4条（遅延損害金）

乙が期限の利益を喪失したときには、その時における元金及び利息の合計額に対して、期限の利益を喪失したときから支払済に至るまで、年□□□%の割合で遅延損害金を支払

う。

第5条（担保）

この契約に基づいて甲が乙に対して取得する債権の担保は、甲乙間で平成 年 月 日
付け別途締結済の債権譲渡契約に係る工事請負代金債権とする。

2. 甲がさらに担保を必要と判断して請求したときは、乙は、甲に対して、直ちに甲の承認する担保を差し入れる。

第6条（報告義務）

乙の住所や代表者の変更があった場合、乙の経営に関して重大な変化があった場合等においては、乙は甲に対して速やかに報告するものとする。甲が乙に対して、報告を求めた場合も同様とする。

第7条（合意管轄）

本契約に関して争いを生じたときには、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

この契約を証するため本証書二通を作成し、各自その内容を確認し署名捺印のうえ、各々一通を所持する。

平成〇年〇月〇日

住所
貸主（甲） ○〇〇建設業協同組合
代表理事 □□ □□ 印

住所
借主（乙） □□□□□株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

支払状況・支払計画書

平成 年 月 日

組合 御中

発注者名

工事名

契約金額

印

工事代金支払項目		全所要数量		支払済み		支払予定		支払先	
下請工種又は資材名		全所要金額		月日	金額		月旬	金額	
1下請代金	2資材代金					千円			千円
1	2								
1	2								
1	2								
1	2								
合計又は次葉繰越高									

該当する番号に○をつけてください。

(ご注意)

支払予定欄の月旬は、以下の区分によりご記入ください。
 上旬:1～10日 中旬:11日～20日 下旬:21～月末

◆受益の意思表示◆

平成 年 月 日

(乙)

〇〇〇建設業協同組合 御中

(甲) ～ 住 所 ～
〇〇〇〇保証株式会社
□□支店長 □□ □□ 印

(丙) ～ 住 所 ～
□□□□□株式会社
代表取締役 □□ □□ 印

〇〇〇〇保証株式会社（以下、甲という）は、〇〇〇建設業協同組合（以下、乙とい
う）と□□□□□株式会社（以下、丙という）との間で平成 年 月 日に締結された債権
譲渡契約（以下、債権譲渡契約という）について、同契約書の各条項を承認したうえで、同
契約書9条に規定する受益の意思表示をします。この場合、譲渡債権によって担保される
甲の丙に対する債権は、下記のとおりです。

記

1 被担保債権の表示

以下の金融保証契約に基づいて甲が丙に対して有する求償債権

発注者
工事名
請負代金額 円
保証金額 円（本日現在見込額）
保証期限 平成 年 月 日（本日現在予定）

以 上

確定日付印欄

(様式 7)

工事請負代金請求書

平成 年 月 日

支出官〇〇殿

(債権譲受人) 住所

氏名 〇〇〇建設業協同組合 実印

平成 年 月 日付け債権譲渡承諾書に係る工事請負代金債権について下記のとおり請求します。

記

一. 請求金額

金 _____ 円

ただし、〇〇工事の代金

(内訳)

(1) 請負代金額	¥ _____
(2) 前払金受領済額	¥ _____
(3) 中間前払金受領済額	
及び部分払金受領済額	¥ _____
(4) 履行遅滞の場合における損害金等	¥ _____
(5) 今回請求金額	¥ _____

二. 承認番号

三. 支払口座等

1. 振込希望金融機関名

〇〇銀行▲▲本支店

2. 預金の種別、口座番号

××預金×××××××

3. 口座名義

(ふりがな)

××××

4. 請求者の連絡先

住 所

電 話

ファクス